

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の取り組み

札幌市社会福祉協議会

目標 1 : 所定外労働を削減するため、ノー残業デーの周知及び促進を図る。

<対策>

- 令和3年 4月～ ノー残業デーの周知・促進
(所属長への取得促進に向けた通知文及びメール等による職員への周知)
- 令和3年 8月～ 所属長へ職員の所定外労働時間の取得状況を四半期ごとに通知し、所定外労働の削減のための情報提供を行う。
- 令和3年 4月～ ノー残業デーの継続的な周知・促進

目標 2 : 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間・平均10日以上とするため、「月イチホリデー」の周知及び促進を図る。

<対策>

- 令和3年 4月～ 勤怠管理システムの導入により、職員の年次有給休暇の取得状況をリアルタイムで把握することで、計画的な年次休暇取得の促進を図る。
- 令和3年 5月～ 「月イチホリデー」の周知・促進
(所属長への取得促進に向けた通知文及びメール等による職員への取組について検討を行う。)

目標 3 : 育児・介護休業などの諸制度の理解し、積極的な利用を促進することで職員がより安心して働ける体制を構築する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 本会が定める「就業規則」及び「育児休業規程」を理解し、積極的な活用が図れるよう、採用時研修において制度説明の時間を設け理解促進を図る。

目標４：育児・介護・配偶者等の転勤を理由とする退職者に対する職場復帰支援の取り組みを進める

<対策>

- 令和３年 ４月～ 職場復帰支援促進事業（おかえりなさいパスポート）事業の周知と活用
（所属長への利用促進に向けた周知）
- 令和３年 ４月～ 復帰希望者との面談と採用（適宜実施）

目標５：在宅勤務・テレワークの推進による柔軟な働き方の推進

<対 策>

- 令和３年 ４月～ 在宅勤務・テレワークの推進継続
- 令和３年 １０月～ コロナ後の柔軟な働き方に関する検討を行う

目標６：管理職に占める女性割合を３０％にする

<対 策>

- 令和３年 ４月～ キャリアアップ制度の周知
- 令和３年 １０月～ キャリアアップのための職員研修等の検討

目標７：平均残業時間を月２０時間以内にする

<対 策>

- 令和３年 ４月～ 業務の棚卸の実施による業務量の把握
- 令和３年 ４月～ ノー残業デーの継続的な周知・促進（再掲）
- 令和３年 ４月～ 時差出勤の有効的な活用
- 令和３年 １０月～ 業務内容の検証と最適な業務環境の検討